

国立大学法人東京農工大学基金規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学基金規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>副学長 4人</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第10条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、学長をもって充て、副委員長は、前条第2号の副学長のうちから学長が指名する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 委員会の事務は、基金を運営する部局等の協力を得て、総務部総務課において処理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基金(前項の基金を除く。)の受入れ及び運営等に関する事務は、関係部署の協力を得て、総務部総務課及び担当部局等において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>理事又は副学長のうちから学長が指名する者</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第10条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、学長をもって充て、副委員長は、前条第2号の<u>理事又は副学長</u>のうちから学長が指名する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 委員会の事務は、基金を運営する部局等の協力を得て、総務部総務課<u>広報・基金室</u>において処理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基金(前項の基金を除く。)の受入れ及び運営等に関する事務は、関係部署の協力を得て、総務部総務課<u>広報・基金室</u>及び担当部局等において処理する。</p>	

附 則 (教規程第16号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。